

「なくそう！世界の児童労働」キャンペーン

キャンペーン・ガイドライン

(2006年3月15日作成)

本ガイドラインは、児童労働ネットワークが主催する児童労働キャンペーン(以下、本キャンペーン)における基本的なルールを定める目的で策定された。

1. キャンペーン概要

1) キャンペーン名称と表記:

「なくそう！世界の児童労働」キャンペーン

2) キャンペーン期間:

実施期間: 2006年5月15日~6月30日

フォローアップ期間: 2006年7月~9月

3) キャンペーンの目的:

児童労働のない世界を目指して、社会に対し幅広く児童労働問題について知らせると共に、行動する人を増やすことを目的とする。

具体的には、キャンペーンを通じて以下の中位目標を達成することを目指す。

I. 情報共有、理解促進、世論形成

- a) 各団体のイベントと、児童労働ネットワークによるその広報によって、幅広い層に児童労働問題に関する情報を発信し、市民レベルでの理解を促進する。
- b) メディアによる取材を通じて、世論形成を目指す。

II. ネットワーキング

- a) 児童労働ネットワークに加盟していないNGOや労働組合、個人との連携によって、緩やかな協力関係を形成する。また、児童労働ネットワークの充実につなげる。
- b) 各界の著名人にも理解者を作り、今後の活動につなげる。

III. 行動を促す機会の提供

- a) イベントにより多くの人の参加を募る。
- b) 児童労働ネットワーク加盟組織のプロジェクト支援のための募金を促す。

4) キャンペーンの活動場所：

日本全国、及び、インターネットウェブサイト上

5) キャンペーン主催と実施：

このキャンペーンは児童労働ネットワークが主催するキャンペーンである。キャンペーンは児童労働ネットワークの会員、キャンペーンに賛同する団体、個人、企業によって構成され、この構成員が、キャンペーン期間中に上記第3項の目的のいずれかを目的に含む事業を行うことにより実施される。

2. キャンペーンの構成員およびその義務と権利について

1) キャンペーンの構成員の定義

このキャンペーンは、キャンペーンは以下 a)~d) によって構成される。

a) 主催団体（児童労働ネットワーク）

キャンペーン全体の運営に関わる事項の意思決定機関。児童労働ネットワークの団体および個人会員によって構成される。

b) 賛同団体

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的に活動を主催、実施する団体。

c) 賛同個人

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために、自主的にキャンペーン事業に参加する個人。

d) 協力企業

本キャンペーンの趣旨およびこのガイドラインに賛同し、キャンペーンの目的達成のために自主的にキャンペーン事業に参加、協力する民間企業。

2) 意思決定と構成員の義務と権利について

各構成員の義務と権利は下記に定めるとおりである。

a) 児童労働ネットワーク

児童労働ネットワークの義務：

- キャンペーンのガイドライン（目的、期間など含む）を策定し、キャンペーン全体が適切に運営されるように管理する。またそのための意思決定を行う。その際、児童労働ネットワークの構成員である団体、個人会員の意見もあわせて検討する。
- 本キャンペーンの会計および活動内容について、賛同団体、賛同個人、協力企業に対する報告をフォローアップ期間中に行う。

児童労働ネットワークの権利：

- 本キャンペーンの信用を保つため、キャンペーンに加盟する賛同団体または協力企業および個人の審査を行うことができる。
- 賛同団体または協力企業が当ガイドラインに規定する条件に合致していないか、もしくは当ガイドラインまたは別紙賛同団体フォーム、協力企業フォームまたは賛同団体または協力企業がキャンペーン意思決定機構との間で締結するその他の契約に違反していると判断した場合は、下記の是正を求めたか否かにかかわらず、賛同団体または協力企業に通知のうえ、その資格を剥奪することができる。
- 賛同団体または協力企業が実施するイベント、もしくは賛同団体または協力企業の広告・ウェブサイト等における本キャンペーンの名称の使用、または本キャンペーンに関する表示が当ガイドラインまたは本キャンペーンの趣旨に反していると判断した場合は、是正を求めることができる。

b) 賛同団体

賛同団体の義務：

- 賛同団体となるためには、以下の条件を満たさなければならない。
 - 実態をもつ団体であること（連絡のとれる事務所や人があり、活動の実績があること）。
 - 本キャンペーンの目的、キーメッセージに賛同すること。
 - 当ガイドラインに合意すること。
 - 以下の倫理基準に合致していること。
 - ✓ 暴力団・暴力集団関係の団体でないこと。
 - ✓ 政治団体が選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 宗教団体が布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
 - 賛同団体フォームおよびキャンペーン運営費 5,000 円を児童労働ネットワークに送付、納入すること。（ただし、ネットワークの会員になればキャンペーン運営費は免除）

なお、キャンペーン意思決定機構が上記各条件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、賛同団体としての資格を剥奪する場合がある。
- 賛同団体はキャンペーン期間に行うキャンペーン賛同の団体主催事業についての責任を負う。
- キャンペーン主催者である児童労働ネットワークに対し、団体主催事業の会計および活動内容についての報告を事業実施後 1 ヶ月以内に行う。

賛同団体の権利：

- 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
- 団体のウェブサイトやイベント等のなかで本キャンペーンに賛同していると表示することができる。
- 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
- 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
- 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。

- 児童労働ネットワークが実施する広報に、団体が行うイベントを掲載できる。

c) 賛同個人

賛同個人の義務：

賛同団体の義務に準じた義務を課すものとする。

賛同個人の権利

賛同団体の権利に準じて、権利を付すものとする。

ただし、個人で募金を募る活動を行うことはできない。

d) 協力企業

協力企業の義務：

- 協力企業となるためには以下の条件を満たさなければならない。
 - 実態をもつ法人であること（連絡のとれる事務所や人があり、事業実績があること）。
 - 本キャンペーンの目的、キーメッセージに賛同すること。
 - 当ガイドラインに合意すること。
 - なんらかの貢献を本キャンペーンにすること。
 - 以下の倫理基準に合致していること。
 - ✓ 企業の社会的責任として、環境や社会的課題に配慮し、積極的に取り組んでいること、または今後取り組んでいく意志を持っていること。
 - ✓ 政治団体による選挙活動等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 宗教団体による布教等、その本来の目的を遂げるためのみに参加するものでないこと。
 - ✓ 日本の国内法及び国際法等を遵守していること。
 - 協力申し込みフォームおよびキャンペーン運営費一口 10,000 円を児童労働ネットワークに納入すること。（ネットワークの会員になればキャンペーン運営費は免除）

なお、キャンペーン意思決定機構が上記各条件に合致していないと判断し、かつ、勧告・指導を経てなお改善がみられないと判断した場合には、協力企業としての資格を剥奪する場合がある。

協力企業の権利：

- 本キャンペーンの名称とロゴを使用することができる。
- 企業の広告・ウェブサイト等の中で本キャンペーンに協力していると表示することができる。
- 本キャンペーンを支援して、当ガイドラインに従ったイベントを開催することができる。
- 本キャンペーンのイベントや共同アクションに参加することができる。
- 本キャンペーンの画像素材等を別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用することができる。

3. イベント実施について

賛同団体、賛同個人、協力企業が本キャンペーンに賛同してイベントを実施する場合は、以下の要件に従う必要がある。

- 児童労働問題について、このキャンペーンの目的に沿うイベントである。
- イベントの実施については主催者として責任を負う。
- イベントの広報、実施段階でキャンペーンの賛同イベントであることを伝える。
- イベントの実施の2週間以上前に本キャンペーン事務局にイベントの概要を通知する。尚、児童労働ネットワークがキャンペーンの事前に配布するピラおよびポスターに、イベントの掲載を希望する場合は、決められた期日までに本キャンペーン事務局にイベントの概要を通知する。
- 本キャンペーンの名称とロゴの使用等については規定にしたがう。
- 本キャンペーンの画像素材等を使用する場合は、別紙画像素材使用の規定にもとづいて使用する。
- イベントを実施後1ヶ月以内に児童労働ネットワークへ報告を行う。
- 本キャンペーンに対する寄付金等を受領した場合は、本キャンペーン事務局へ報告し、寄付する。
- 本キャンペーンの賛同イベントを通じて得た収益については、
 - (賛同団体の場合)本キャンペーン事務局への報告のなかに収支報告を含め、寄付金、収益金を国内外の児童労働の問題を解決することに資する活動に活用することを明言し、実際に活用すること。
 - (協力企業の場合)その全額を、本キャンペーン本体を含め、本キャンペーンの趣旨に合致した活動主体に寄付すること。

<キャンペーン事務局の連絡先>

児童労働ネットワーク事務局

〒110 0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル3F (特活)ACE 気付

電話/FAX: 03-3835-7555 Eメール: cl_net@acejapan.org Webサイト: www.acejapan.org/cl-net